

～出産費資金の貸付を受けられる方へ～

平成21年10月改定版

無利子

出産費資金貸付制度
をご利用ください



健康保険組合

社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会

(略称：東振協)

出産費資金貸付制度のしくみ

● 出産育児一時金

健康保険組合に加入されている本人又は配偶者の方が出産したときは、出産育児一時金 42 万円(39 万円+※3 万円)の支給を受けることができます。

※ 産科医療補償制度の掛金相当額です。

● 出産費資金貸付制度とは

「出産費資金貸付制度」とは、家計の負担を心配しないで、安心して出産が迎えられよう、出産予定日前に、出産に関する費用の支払いを必要とする方に対し、出産育児一時金の 9割を限度額として無利息で貸付けが受けられる制度です。

なお、この貸付制度は、平成 21年 10月から導入された直接支払制度を希望されない方等が、従来どおり健保組合へ出産育児一時金を支給申請する場合に利用することができます。

※ 貸付制度と直接支払制度との重複利用が発生しないようにしてください。

● 出産費資金貸付は、次の場合に受けられます。

1 出産予定日までの期間が 1 ヶ月以内の場合。

出産予定日までの期間が 1 ヶ月以内の場合に受けるときは、「出産育児一時金」の 42 万円×0.9=37 万 8 千円が貸付金となります。

2 妊娠 4 ヶ月以上で医療機関等に一時的な支払が必要な場合。

妊娠 4 ヶ月以上で一時的な支払が必要となったときは、「出産育児一時金」の 42 万円×0.9=37 万 8 千円に達するまでの金額の貸付が受けられます。

なお、このとき算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額が貸付額となります。

<貸付金の算出例>

出産予定日まで1カ月以内の場合

貸付額	
胎児一人につき	420,000円×0.9=378,000円

妊娠4カ月以上の場合

① 限度額を超える申込例	1回申込	医療機関からの受領書(領収書)	貸付額
		受領書(領収書)	440,000円
受領書(領収書)の額が出産育児一時金(420,000円)を越えるため、貸付額は、限度額である378,000円となります。			

② 限度額に達するまでの間の申込例	1回目申込	医療機関からの請求書、領収書	貸付額
		領収書 41,100円 請求書 なし 計 41,100円	貸付額 41,000円 累計 41,000円
		領収書 30,800円 請求書 40,400円 計 71,200円	貸付額 71,000円 累計 112,000円
		領収書 53,200円 請求書 220,000円 計 273,200円	貸付額 266,000円 累計 378,000円
	領収書等の計が、273,200円になり、既貸付額をあわせて、限度額378,000円を超えることになるため、貸付けを受けられる額は266,000円となります。		

③ 2回目以降が出産予定日1カ月以内にかかる申込例	1回目申込	医療機関からの請求書、領収書	貸付額
		領収書 70,200円 請求書 なし 計 70,200円	貸付額 70,000円 累計 70,000円
		請求書 50,200円 請求書 40,200円 計 90,400円	貸付額 308,000円 累計 378,000円
	領収書等の計が、90,400円になりますが、出産予定日までの1カ月以内の申込みとなるので、貸付限度額から70,000円を差し引いた308,000円が貸付額となります。		

お申込みから返済までの手順

● 申込み方法

1 提出していただく書類

出産費資金貸付申込書及び出産費資金貸付申込依頼書(2部複写)の「被保険者が記入する欄」に必要事項を記入のうえ、提出して下さい。

特に、2枚目の出産費資金貸付申込依頼書には、出産育児一時金のうち、貸付金に相当する額の受領を、「社団法人東京都総合組合保健施設振興協会長」に委任していただく欄がありますので、記入・捺印洩れのないよう注意して下さい。

2 添付書類

(1) 出産予定日までの期間が1ヵ月以内で貸付を申込みするとき

母子健康手帳の写し又は出産予定日1ヵ月以内であることを証明する書類。

(2) 妊娠4ヵ月以上で貸付を申込みするとき

母子健康手帳の写し又は妊娠4ヵ月以上であることを証明する書類並びに医療機関等からの出産に要する費用の内訳のある請求書又は領収書。

3 提出先

申込者であるあなたの加入している(していた)健康保険組合に提出して下さい。(健康保険組合が内容を確認したうえ申込書を「東振協」へ送付します。)

● 貸付金の振込

「東振協」では、申込書の内容を審査したうえ、貸付額が決定しますと、ただちに申込者

の指定した銀行の口座に振り込みます。(郵便局を指定することはできません。)

☆振込手数料は東振協が負担いたします。また、申込者には、貸付決定通知書と借用証書を送付しますので、借用証書には必要事項を記入のうえ、「東振協」宛てに提出していただきます。

なお、借用証書には借受額に応じて収入印紙が必要となります。

● 貸付金の返済

1 申込者本人又は被扶養者の方が出産したときは、すみやかに出産育児一時金の請求書を加入する(していた)健康保険組合に提出していただきます。

2 健康保険組合では、この請求書に基づき出産育児一時金を決定をし、申込者の委任に基づく貸付金相当額を「東振協会長」に支払うことによって返済されたこととなります。

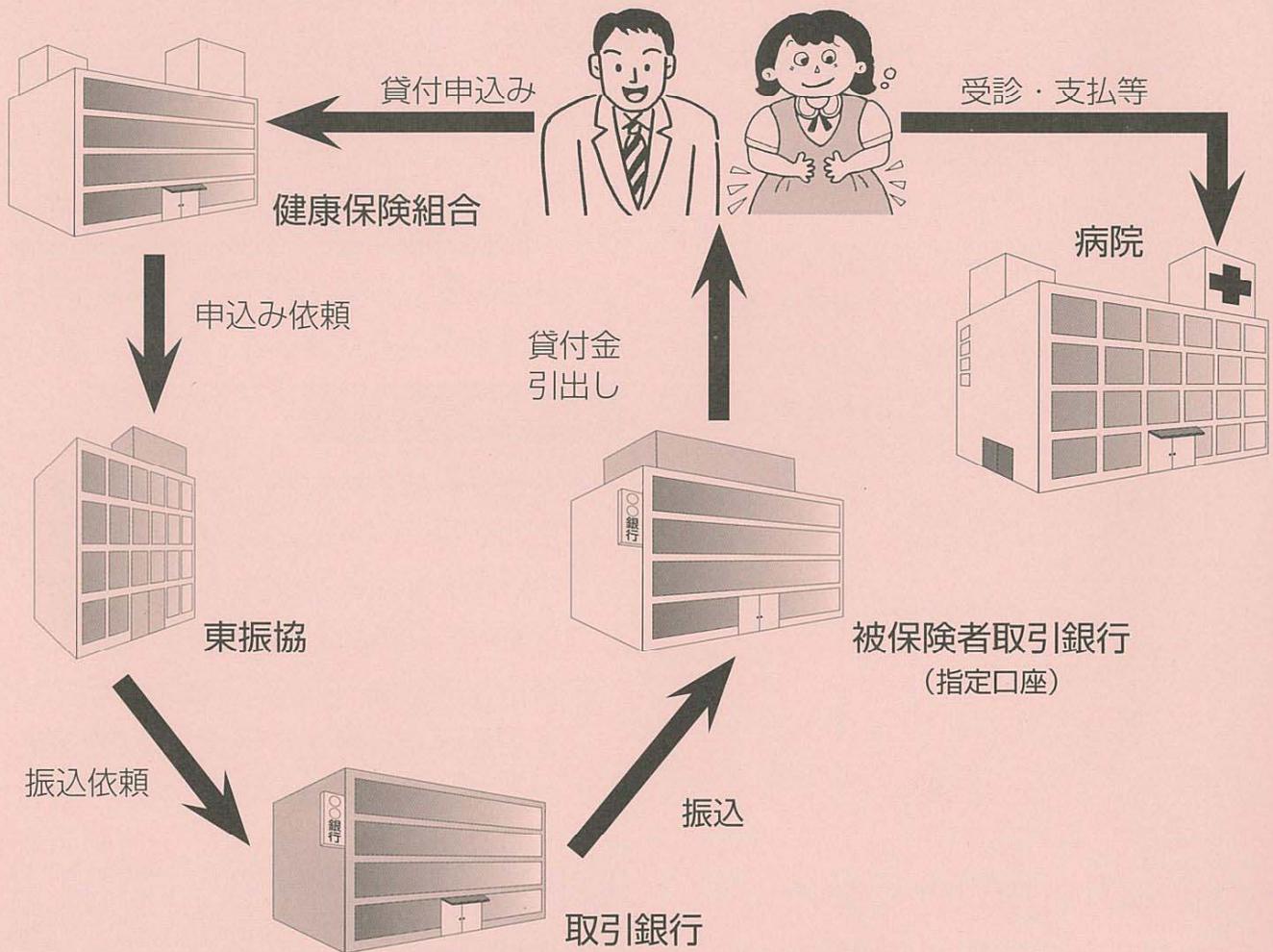
なお、貸付金を返済した残余の一割相当額の出産育児一時金は、健康保険組合から申込者へ支給されます。

3 「東振協」では、健康保険組合からの支払(振込み)を確認し、申込者へ貸付金返済完了通知書と借用証書をお返しいたします。

4 申込者は、貸付を受けた後、返済されるまでの間に、次の事項に該当したときは、関係する届を健康保険組合経由で「東振協」宛てに提出して下さい。

- ① 住所・氏名が変わったとき。
- ② 勤務していた事業所を退職したとき。
- ③ 申込者が亡くなったとき。

<貸付の手順>



お問い合わせは。。。

☆この制度について、わからないことがあれば、健康保険組合または
(社)東京都総合組合保健施設振興協会にお問い合わせ下さい。

■健康保険組合

社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会

〒130-0014 東京都墨田区亀沢1-7-3

東京都ニット健保会館5階

TEL 03-3626-7504

出産費資金貸付申込書の添付書類等について

1. 健康保険出産費資金貸付申込書には以下のコピー4点を添付してください。

- ① 母子健康手帳『表紙』（母の氏名）
- ② 母子健康手帳『子の保護者』の載っているページ（父母の氏名）
- ③ 母子健康手帳『分娩予定日』の載っているページ（分娩予定日）
- ④ 『直接支払制度使用しない旨の合意文書』

* 貸付ご利用の場合、『直接支払制度』はご利用になれません。必ず、医療機関等と『直接支払制度使用しない旨の合意文書』を交わしてください。

* 健康保険出産費資金貸付申込書は2部複写です。2枚目の記入漏れ・印もれ等に注意してください。

* 妊娠4ヶ月以上で、出産予定日まで1ヶ月以上ある場合に貸付を申し込む際は、以下の書類も合わせて添付してください。

- ① 医療機関等からの出産に要する費用の内訳のある請求書または領収書

2. 出産後、出産育児一時金請求書を医師若しくは市区町村で出生の証明を受け、下記添付のうえご請求ください。

- ① 退院時の領収書のコピー（産科医療補償制度加入機関のゴム印が押されたもの）

〒104-0045
東京都中央区築地 4-1-1（東劇ビル 16 階）
東京広告業健康保険組合 業務第 2 課
Tel 03-6226-4534
Fax 03-6226-4525